

### 3.3. 石綿の飛散・ばく露防止の応急措置

#### 3.3.1. 所有者等による応急措置

- ✓ 建築物等の所有者等は、石綿の飛散のおそれのある箇所について、石綿の飛散・ばく露防止の応急措置を行う。 【建築物等の所有者等】

○応急措置

種類		措置
1.	飛散防止	養生 ビニールシート等によって飛散防止を図る
2.		散水・薬液散布 水・薬液等の散布を行い湿潤化・固形化等の措置を行う
3.	ばく露防止	立入禁止 散水・養生等が行えない場合は、石綿へのばく露を防ぐ為、対象建築物の周囲をロープ等によって区切り、立入禁止とする。

出典：災害時マニュアル（改訂版）

#### 3.3.2. 所有者等に対する応急措置の助言・指導

- ✓ 環境局環境監視課は、建築物等の所有者等からの石綿の飛散防止の応急措置に係る相談に対応し、適切な応急措置について助言する。 【環境局環境監視課】  
（建築物等の所有者等）
- ✓ 環境局環境監視課は、3.2.5.の現地調査において露出した吹付け石綿等を確認した場合は、建築物等の所有者等に対し、石綿の飛散・ばく露防止の応急措置を指導する。

#### 3.3.3. 所有者等が所在不明の場合の対応

- ✓ 環境局環境監視課は、所有者等が所在不明や遠方に避難しているなどの事情により、所有者等による応急の飛散・ばく露防止措置が困難な場合であって、緊急の対応が必要と判断される場合には、関係部署と連携を図りながら周辺の立入禁止などの応急措置を行う。 【環境局環境監視課】

## 4. 解体等工事における石綿の飛散防止等

### 4.1. 事前調査・作業計画・実施届出

#### 4.1.1. 被災家屋の解体等工事（公費解体）

- ✓ 「北九州市災害廃棄物処理計画」において、被災家屋の解体撤去は、原則として所有者等が実施するものであるが、国の方針や災害規模、被災状況などを勘案し、「公費解体」が実施される場合があるとされている。その場合、被災家屋の解体等工事の発注は、市（以下「公費解体発注部署」という。）が行う。
- ✓ 環境局環境監視課は、公費解体発注部署に対し、石綿飛散防止措置が適切に実施されるよう、公費解体の発注仕様書に反映すべき石綿含有建材の事前調査や飛散防止措置などについて助言する。

【公費解体発注部署】

【環境局環境監視課】  
（公費解体発注部署）

#### 4.1.2. 解体等工事の事前調査の実施・掲示

- ✓ 解体等工事の受注者又は自主施工者は、事前に特定建築材料（「吹付け石綿（レベル1建材）」、「石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材（レベル2建材）」）及びその他の「石綿含有成形板等（レベル3建材）」の使用の有無について調査を実施する。
- ✓ 立入を行う前に、設計図書などにより石綿の有無を確認する。
- ✓ 次に、建物内部への立入可否の判断を行い、「立入可」又は「補強により立入可」の場合は、平常時と同様に目視調査による判断を実施する。
- ✓ 設計図書など及び目視調査による確認において、石綿の有無が明らかにならなかった場合は、必要に応じて分析調査を実施する。
- ✓ 解体等工事に先立ち、事前調査の結果について、「大気汚染防止法」

【工事受注者又は自主施工者】

<チラシ②（参-4）>

#### 4.1.3. 解体等工事の作業計画の作成

- ✓ 解体等工事の受注者又は自主施工者は、事前調査結果により、石綿が使用されている建築物等の解体等の作業を行うときは、安全管理体制、作業の方法及び順序、石綿粉じんの発散を防止し、又は抑制する方法などを踏まえた作業計画を定める。
- ✓ 「立入不可」の場合は「注意解体」とし、作業計画に「石綿飛散防止措置（養生シート、薬液散布など）」及び「解体中の事前調査計画」を盛り込む。

【工事受注者又は自主施工者】

○注意解体（災害時マニュアル（改訂版）より）

倒壊等により人が立ち入ることが危険な状態のため、目視調査などが実施できない場合は、石綿含有建材が存在するとみなして、養生シート、薬液散布などの飛散防止対策を講じた上で解体を行うこと。

なお、特定建築材料が使用されている可能性の少ない木造家屋の「注意解体」では、石綿含有成形板等（レベル3建材）が使用されている建築物とみなして散水等の飛散防止措置を講じた上解体する。

#### 4.1.4. 解体等工事に関する協議・届出

- ✓ 解体等工事の発注者（公費解体発注部署を含む。以下同じ。）又は自主施工者は、特定建築材料が使用されている可能性のある建築物等が「立入不可」の場合、「注意解体」に先立ち、環境局環境監視課と事前に協議を行う。
- ✓ 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）の届出（建築都市局監察指導課所管）が必要な解体等工事の発注者又は自主施工者は、同届出に先立ち、環境局環境監視課にて大気汚染防止法に基づく事前調査の実施状況などの確認を受ける。

- 建設リサイクル法の届出が必要な解体等工事
- ・ 80m<sup>2</sup>以上の解体工事（木造を含む総て）
  - ・ 解体を伴う 500m<sup>2</sup>以上の増築工事
  - ・ 建築物の修繕・模様替等工事（1億円以上）等

- ✓ 解体等工事の発注者又は自主施工者は、事前調査により、特定建築材料の使用が確認された場合は、環境局環境監視課に「大気汚染防止法」に基づく特定粉じん排出等作業の実施の届出を行う。
- ✓ 環境局環境監視課は、発注者又は自主施工者から提出された同届出の内容について、「作業基準」に適合するものであるか審査し、必要な指導・助言を行う。

- 大気汚染防止法の規定に基づく届出（平常時と同様）
- 工事発注者又は自主施工者は、事前調査の結果、特定粉じん排出等作業（吹付け石綿等が使用されている建築物等を解体、改造又は補修する作業）に該当することとなった場合には、作業開始日の 14 日前までに作業の方法等について、北九州市長に所定の事項を届け出る必要がある（ただし、災害その他非常の事態の発生により特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない）。

（届出書及び添付書類）

特定粉じん排出等作業実施届出書（様式第3の4）
付近見取図（広域の地図等）
作業の対象となる建築物等の配置図または平面図 （作業の実施期間や作業方法等の事項を表示した掲示板の設置箇所を記入すること）
作業の対象となる建築物等の見取図 （主要寸法、特定建築材料の使用箇所を記入すること）
作業場の隔離状況、前室の設置状況、集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置等を示す見取図
集じん・排気装置の排気風量計算書 （1時間あたりの換気回数の計算書）
工程表（足場仮設、養生、除去等作業、片付け清掃など、工程別の詳細がわかるもの）
受注者から発注者への事前調査結果説明書面の写し （説明を行った年月日がわかるもの）
特別管理産業廃棄物管理責任者の氏名及び資格を示すものの写し 処理を委託する特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び処分業者の業の許可証の写し

【工事発注者又は自主施工者】  
（公費解体発注部署）  
（環境局環境監視課）

（建築都市局監察指導課）

【環境局環境監視課】

## 4.2. 解体等工事における石綿の飛散防止

### 4.2.1. 被災区分に応じた石綿飛散防止措置の実施

- ✓ 解体等工事の受注者又は自主施工者は、「立入可」又は「補強により立入可」の場合は、石綿除去後に解体等を実施する。
- ✓ 特定建築材料が使用されている可能性のある建築物等が「立入不可」の場合、「注意解体」とし、石綿飛散防止措置（養生シート、薬液散布など）を講じる。

[工事受注者又は自主施工者]

### 4.2.2. 解体等工事現場での石綿含有廃棄物等の保管・搬出

- ✓ 解体等工事の受注者又は自主施工者は、廃石綿等は速やかに中間処理施設・最終処分場に直接搬出する。
- ✓ 解体等工事の受注者又は自主施工者は、石綿含有廃棄物が搬出されるまでの間、当該廃棄物の保管基準に従って、石綿が飛散しないように保管する。

[工事受注者又は自主施工者]

#### ○廃棄物の区分（廃棄物処理法施行令等）

- ・ 廃石綿等  
特定粉じん排出等作業により除去された主に次に掲げるもの（特定建築材料）
  - ①吹付け石綿（レベル1建材）
  - ②石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（レベル2建材）
- ・ 石綿含有廃棄物  
廃石綿等以外のものであって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの（石綿含有成形板等（レベル3建材））

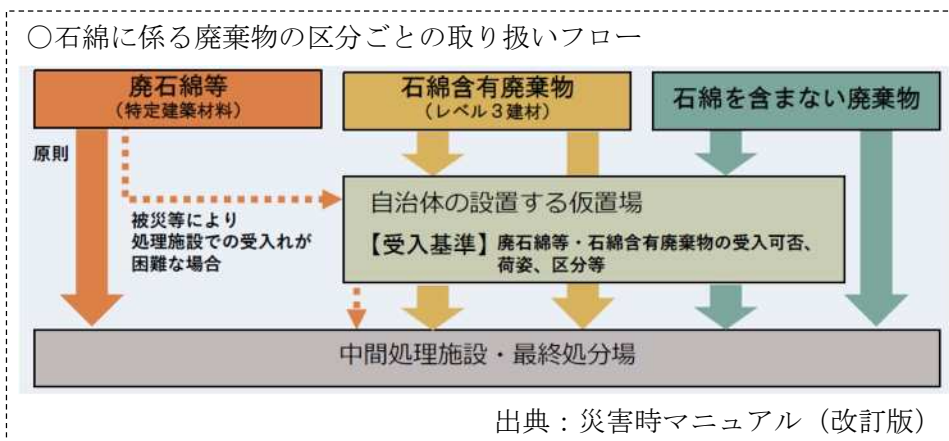
#### ○保管基準（廃棄物処理法施行規則）

- ・ 保管施設には、周囲に囲いが設けられ、かつ、見やすい箇所に、石綿含有産業廃棄物の保管場所であること、積み上げ高さ、保管場所の責任者の氏名又は名称及び連絡先等を表示した縦横60cm以上の掲示板を設けること。なお、囲いに廃棄物の荷重がかかる場合には、その囲いを構造耐力上安全なものとする。
- ・ 飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じること。
- ・ 屋外において容器を用いずに保管する場合にあっては、積み上げられた高さが次の高さを超えないようにすること。
  - ① 廃棄物が囲いに接しない場合は、囲いの下端から勾配50%以下。
  - ② 廃棄物が囲いに接する場合（直接、壁に負荷がかかる場合）は、囲いの内側2mは囲いの高さより50cmの線以下、2m以上の内側は勾配50%以下。
- ・ ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- ・ 他の物が混入するおそれのないように仕切りを設けること等必要な措置を講じること。
- ・ 飛散を防止するため、運搬されるまでの間、覆いを設け、こん包するなど必要な措置を講ずる。

### 4.3. 仮置場における石綿含有廃棄物の一時保管

- ✓ 「北九州市災害廃棄物処理計画」において、被災家屋の速やかな解体・撤去、処理・処分などを行うため、「仮置場」を設置するとされている。
- ✓ 仮置場を設置する部署は、石綿含有廃棄物の受入れ基準を定め、解体等事業者や市民等に周知する。
- ✓ 受入れの際に検査を実施し、石綿含有廃棄物が他の区分のものと混在していないことを確認し、区分して適切に保管する。
- ✓ 廃石綿等については、原則として仮置場への受入れは行わず、中間処理施設又は最終処分場に直接搬出するよう事業者を指導する。

【仮置場を設置する部署】  
(解体等事業者等)



#### 4.4. 収集・運搬・処分

##### 4.4.1. 廃石綿等及び石綿含有廃棄物の収集・運搬

- ✓ 収集・運搬を行う者は、特別管理産業廃棄物及び石綿含有廃棄物の処理基準に従って収集・運搬を行う。

【収集・運搬を行う者】

○処理基準（廃棄物処理法施行令等）

【廃石綿等】

- ・廃石綿等が飛散し、及び流出しないようにすること。
- ・収集・運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- ・廃石綿等の収集・運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。
- ・廃石綿等による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにすること。
- ・廃石綿等がその他の物と混合するおそれがないように、他の物と区分して収集し又は運搬すること。
- ・廃石綿等は、積替えを行わず処分施設に直送することを原則とする。

【石綿含有廃棄物】

- ・石綿含有廃棄物の変形又は破断しないよう、原形のまま整然と積み込み、又は荷降ろしを行うこと。
- ・他の廃棄物と混ざらないよう運搬車両に中仕切を設ける等の措置を講ずること。
- ・飛散防止措置としてシート掛け、袋詰め等の措置を講ずること。
- ・運搬時に荷台での転倒や移動を防止するための措置を講ずること。
- ・積載物が石綿含有廃棄物であることを視認できる箇所に表示すること。

- ✓ 環境局産業廃棄物対策課は、収集運搬を行う者からの相談に対し、必要な指導・助言を行う。

【環境局産業廃棄物対策課】

##### 4.4.2. 廃石綿等及び石綿含有廃棄物の処分

- ✓ 中間処理・最終処分を行う者は、廃石綿等や石綿含有廃棄物の中間処理・最終処分に当たっては、平常時と同様の体制で関係法令や通知、技術上の基準などに従い適切に処理する。

【中間処理・最終処分を行う者】

○処理基準（廃棄物処理法施行令等）

【廃石綿等・石綿含有廃棄物】

- ・中間処理は、熔融施設を用いて熔融する方法又は無害化処理の方法により行うものとする。
- ・最終処分は、埋立処分により行うこととし、都道府県知事又は廃棄物処理法の政令市の市長に許可を受けた最終処分場で行う。

- ✓ 環境局産業廃棄物対策課は、中間処分・最終処分を行う者からの相談に対し、必要な指導・助言を行う。

【環境局産業廃棄物対策課】

## 5. 立入検査及び環境モニタリング

### 5.1. 解体等工事における石綿飛散防止に関する周知内容及び周知方法

- ✓ 環境局環境監視課は、解体等工事における石綿飛散防止に関する内容を整理する。
- ✓ 周知の方法は、業界団体などを通じて事前に整理した内容（チラシ）を解体業者、建設・土木業者などへ送付するとともに、市ホームページへ掲載する。また、必要に応じて説明会を開催し、周知を図る。

【環境局環境監視課】  
(業界団体・解体業者等)  
<チラシ②(参-4)>  
<チラシ③(参-5)>

### 5.2. 立入検査

#### 5.2.1. 解体等工事の情報の把握及び整理

- ✓ 環境局環境監視課は、公費解体発注部署や仮置場を設置する部署などから公費解体発注リスト、仮置場への搬入業者リスト及び建設リサイクル法届出の情報を収集することにより、解体工事の場所や工事の情報を把握し、整理する。

【環境局環境監視課】  
(公費解体発注部署)  
(仮置場を設置する部署)

#### 5.2.2. 立入検査及びその方法

- ✓ 環境局環境監視課は、4.1.4.において大気汚染防止法に基づく届出（特定粉じん排出等作業実施届出）が行われた現場について、届出どおり作業基準を遵守し、石綿除去作業が適切に実施されているか確認するため、原則として全件立入検査を実施する。
- ✓ 環境局環境監視課は、4.1.4.において建設リサイクル法の届出に先立ち、大気汚染防止法に基づく事前調査の実施状況などの確認を行った現場について、下記の全ての項目を満たす建築物に対し、適切に事前調査が行われているか確認するため、原則として全件立入検査を実施する。

【環境局環境監視課】

【環境局環境監視課】

○事前調査実施状況確認の対象

- ア 石綿含有建材が生産されていた平成18年8月以前に建てられたもの。
  - イ 鉄骨造（S造）のもの。
  - ウ 施工者による事前調査の結果で、特定建築材料の使用無しとされたもの。
- ※その他、市が必要と判断した建築物も立入検査対象とする。

- ✓ 環境局環境監視課は、5.2.1.で整理した解体等工事の情報から3.2.2.で共有を受けた建築確認台帳などをもとに建築物等の構造・建築年より特定建築材料が使用されている可能性の高い現場を抽出し、適切に事前調査が行われているか確認するため、適宜、立入検査を実施する。

【環境局環境監視課】  
<立入検査報告書(参-6)>

○立入検査の体制

- ・1班2名の3班体制
- ・各班の担当区は、次のとおりとする。
  - 第1班 門司区、小倉北区、小倉南区
  - 第2班 小倉北区、戸畑区
  - 第3班 若松区、八幡東区、八幡西区
- ※福岡県地震に関する防災アセスメント調査(平成24年3月福岡県)の被害想定等を踏まえたものであるが、被災状況に応じて、適宜調整するものとする。

- ✓ 環境局産業廃棄物対策課は、市内の産業廃棄物収集運搬業者及び処分業者に対し、石綿含有廃棄物などが適切に処理されているか確認するため、適宜、立入検査を実施する。

【環境局産業廃棄物対策課】

### 5.3. 環境モニタリング

- ✓ 環境局環境監視課は、「北九州市地域防災計画」に基づき、建築物等の被災による倒壊・損壊、被災建築物等の解体及び解体廃棄物の処理に伴う石綿飛散による市民等への健康被害等二次災害を防止するため、大気中のアスベスト濃度のモニタリングを実施する。

【環境局環境監視課】

○モニタリングの実施体制

- (1) 試料採取
  - 1班2名の3班体制
  - 第1班 門司区、小倉北区、小倉南区
  - 第2班 小倉北区、戸畑区
  - 第3班 若松区、八幡東区、八幡西区
- (2) 試料分析
  - 外部委託等にて行う。

- ✓ 測定地点の選定にあたっては、建築物等の被災状況、災害廃棄物の保管状況などに応じて定めるものとする。

○選定例

- ① 平常時に実施している一般大気中のアスベスト濃度測定地点
- ② 避難所周辺等
- ③ 倒壊・損壊した建築物等の多い地域
- ④ 解体等工事現場
- ⑤ 災害廃棄物仮置場

- ✓ 環境局環境監視課は、得られたモニタリング結果を速やかに市ホームページにて公表するとともに、平常時の一般環境の濃度レベルよりも高いアスベスト濃度が検出された場合は、事業者に対し、解体等工事を中断し、原因調査及び石綿飛散防止措置を講じる必要がある旨を指導する。

【環境局環境監視課】  
(解体業者等)



## 6. その他

- ✓ 本マニュアルについては、より実効性の高いものとするため、国の動向や社会情勢の変化などを踏まえ、連絡会議などを通じて、内容の確認を行い、適宜、必要な見直しを行うものとする。
- ✓ なお、組織改正などの軽易な変更は、連絡会議の庶務である環境局環境監視課にて行うものとする。

【環境局環境監視課】

